

永平寺町土地活用のための空き家解体事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安全安心を支える暮らしの礎づくり及び土地の有効活用を図るため、町内にある空き家の解体に要する経費に対し、予算の範囲内で永平寺町土地活用のための空き家解体事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等(同条第2項に規定する特定空家等を含む。)で、町内に所在するものをいう。
- (2) 解体工事 空き家を解体し、当該敷地を更地にする工事をいう。ただし、この要綱による補助を受けようとする年度の3月25日までに町に第10条に規定する実績報告書が提出できる工事に限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者
 - (2) 空き家の所有権を有する者の相続人。ただし、相続人が複数の場合は、全ての相続人から当該空き家の解体について同意を得た者に限る。
 - (3) 当該空き家の所有権を有する者から空き家の解体について同意を得た者
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。
- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する市町村税その他町の使用料等に滞納がある者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の規定による暴力団員である者

(補助対象空き家)

第4条 補助金の交付の対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別に定めた場合はこの限りでない。

- (1) 個人又は法人が所有するもの
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (4) 当該空き家が存する土地の所有権が、その土地に新たに住宅を建築することを目的として移転登記された日から1年以内であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、空き家の解体及び撤去に要した費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費に含まない。

- (1) 国、県又は町の他の制度の補助等の対象となる経費
- (2) その他町長が補助対象経費として適当でないとする経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、800,000円を限度とする。

ただし、永平寺地区及び上志比地区の空き家については、200,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、解体及び撤去前に永平寺町土地活用のための空き家解体事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の位置図
- (2) 空き家の解体及び撤去に係る経費の見積書
- (3) 空き家の現況写真
- (4) 納税証明書
- (5) 空き家の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書
- (6) 空き家が存する敷地の登記事項証明書
- (7) 空き家の所有者以外の者が申請する場合は、同意書(様式第9号)
- (8) その他町長が必要とする書類等

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、永平寺町土地活用のための空き家解体事業補助金交付(却下)決定通知書(様式第2号)により、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定により申請した内容を変更し、又は空き屋の解体及び撤去を中止しようとするときは、永平寺町土地活用のための空き家解体事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、永平寺町土地利用促進のための空き家等解体事業変更(中止)承認通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、空き屋の解体及び撤去が完了したとき又は前条第2項の規定による空き家の解体及び撤去の中止の承認を受けたときは、永平寺町土地活用のための空き家解体事業実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 解体及び撤去工事に係る契約書の写し
- (3) 解体及び撤去完了時の状況写真

(4) その他町長が必要と認める書類等

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、空き屋の解体及び撤去の完了した日若しくは中止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、永平寺町土地活用のための空き家解体事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、永平寺町土地活用のための空き家解体事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正の申請が認められたとき。

(2) その他町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、永平寺町土地活用のための空き家解体事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令通知書(様式第8号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。